

現状

環境配慮契約法施行後における国の機関の実績は1件(不調のため未契約)のみ

区分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	計
国の機関	0	1	0	0	0	1
独立行政法人等	9	2	3	1	5	20

表1) 国及び独立行政法人等におけるESCO事業の実績

要因

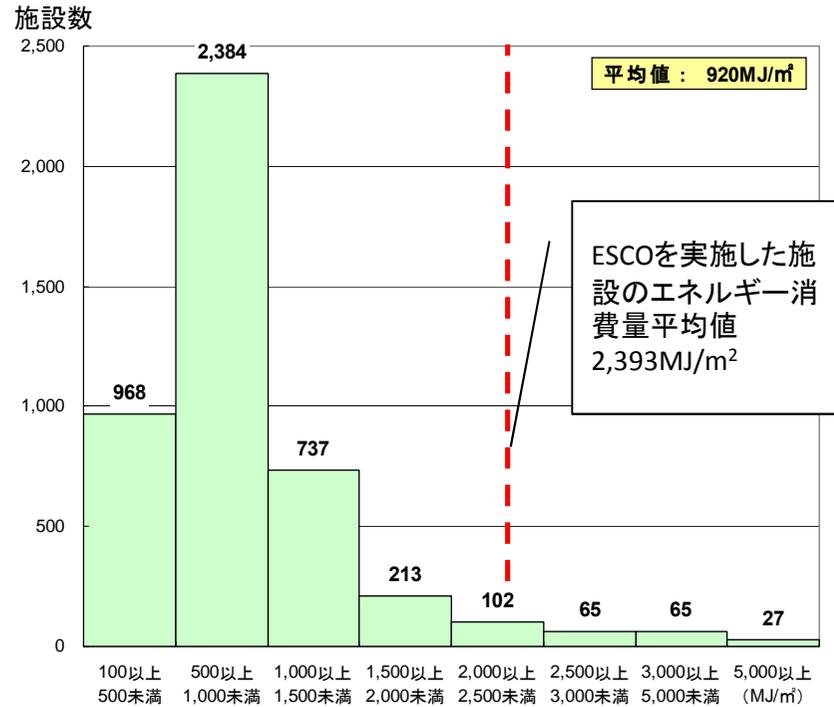
国の施設は、エネルギー消費量や光熱水費が低い傾向にあり、また省エネ設備・機器の導入が進んでいる。

- ・ESCOを実施した施設の面積当たりエネルギー消費量の平均が2,393MJ/m²に対して、国の施設は平均で920MJ/m²(国の施設では、節電等の施設管理における省エネの取り組み等が進んでいると考えられる。)
- ・国の機関に対してのアンケート調査結果では、「施設規模等からESCO事業の効果が期待できない」が半数以上
- ・フィージビリティ・スタディ等におけるESCO事業の導入に至らなかった結果としては、
「省エネ設備・機器等の導入や更新が既に実施されている。」「耐用年数を経過していない。」
「施設規模が小さく事業として成立しない」等々
- ・事業者に対するアンケートでは、ESCO事業が進展しない要因として、「入札等の手続きが煩雑」等が多い。

普及促進方策

- 新たなESCO事業手法の普及
 - 設備更新型ESCO事業や複数の事業を一括して発注する方式(バルク方式)など、ESCO事業が成立する可能性が高くなる手法の普及を図る
- 導入可能性検討の確実な実施
 - 主要設備機器の更新時期や改修計画の検討にあたって導入可能性の判断を行うことを基本方針に盛り込む
- 情報提供等の取り組みの強化
 - ESCO事業のメリット・有効性に関する情報提供(認知度、理解度の向上を図る)
環境配慮契約法の担当者その他、施設管理者等への情報提供、周知を実施(様々な会議を活用)
ホームページを活用した情報提供(先行導入事例の提供、導入可能性検討ツールの提供)
事例集の作成(ESCO事業の実施に当たって参考となる情報の提供)
- 独立行政法人、国立大学法人等や地方公共団体への情報提供
 - ESCO事業の導入可能性が高いと見込まれる施設への普及を図る

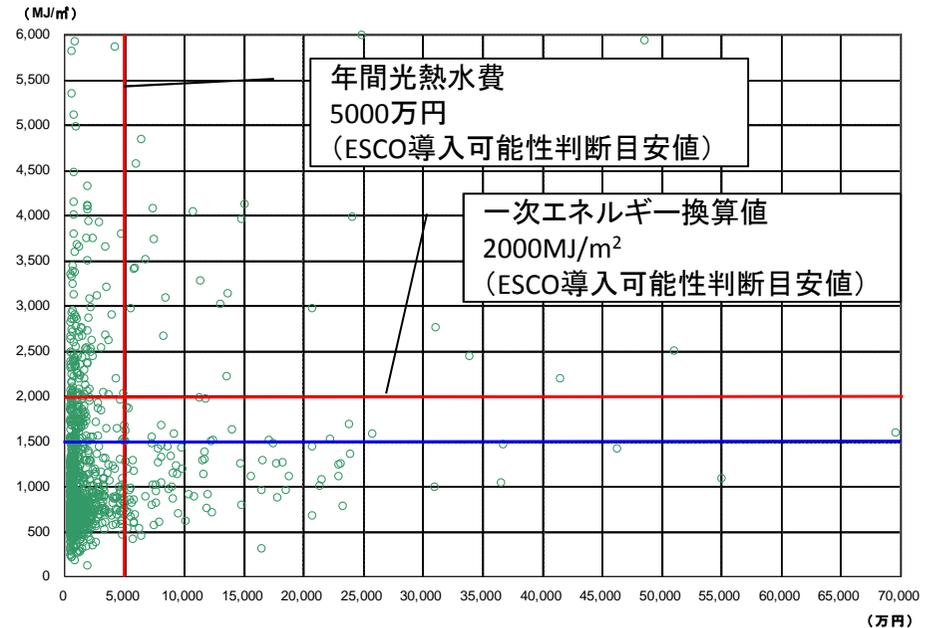
国の施設におけるエネルギー消費量等



注1: 一次エネルギー消費原単位は敷地内建物の合計延床面積1㎡当たりの年間消費量

注2: 延床面積100㎡未満又は一次エネルギー消費原単位100MJ/㎡未満の施設(不明を含む)を除く

図1) 一次エネルギー消費原単位
【全施設】



注: 延床面積100㎡未満、一次エネルギー消費原単位100MJ/㎡未満又は光熱水費500万円未満の施設(不明を含む)を除く

図2) 一次エネルギー消費原単位
× 光熱水費 【全施設】

※国の施設におけるエネルギー消費量等のデータは、国土交通省において平成24年度に実施した保全実態調査(平成23年度実績)による。

発注者へのアンケート結果

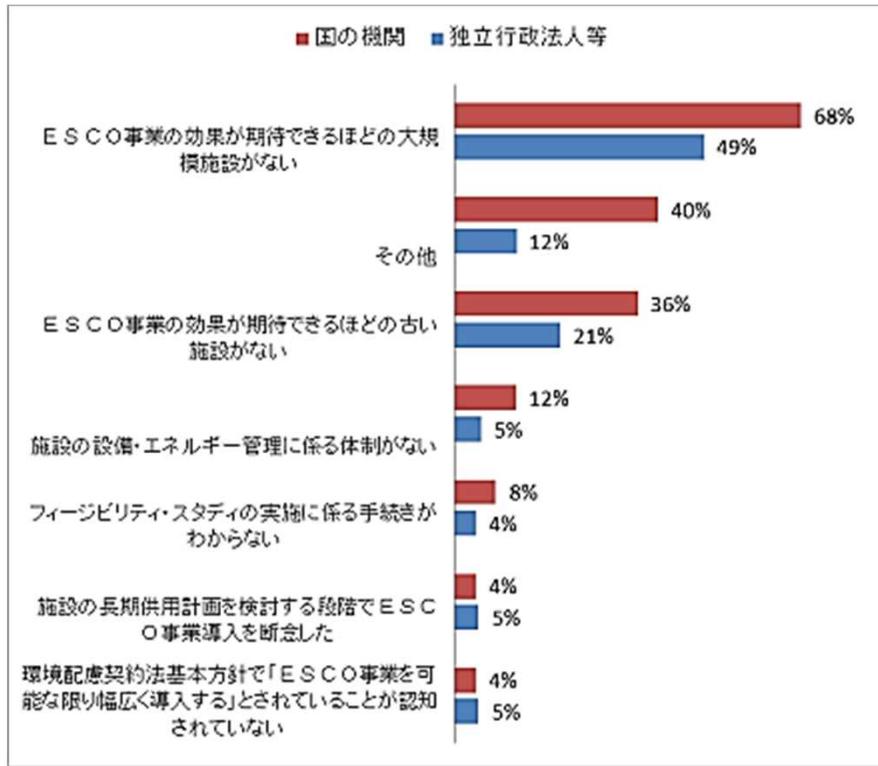


図3) 国及び独立行政法人阻害要因

その他の主な理由

- 以前より計画していた立替計画が本格的に始動したため
- ESCO事業を検討できる体制ができなかったため
- 独自に省エネルギーに関する改修事業等に取り組んでいるため
- 施工業者に相談したが、大きな効果が期待できないとの回答があったため
- 施設の性格上一般的な建物の構造ではなく専門性及び知見を活用した設計が要求される建物であるため

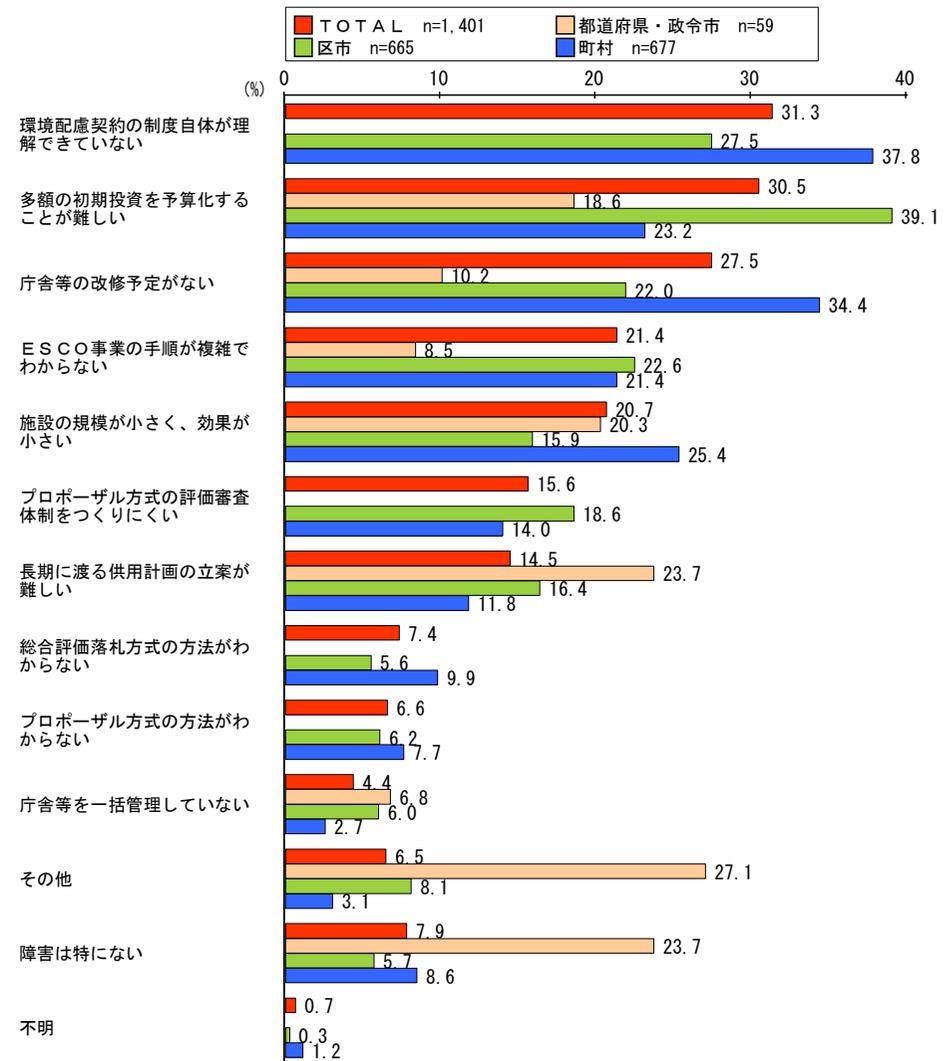


図4) 地方公共団体阻害要因

事業者へのアンケート結果

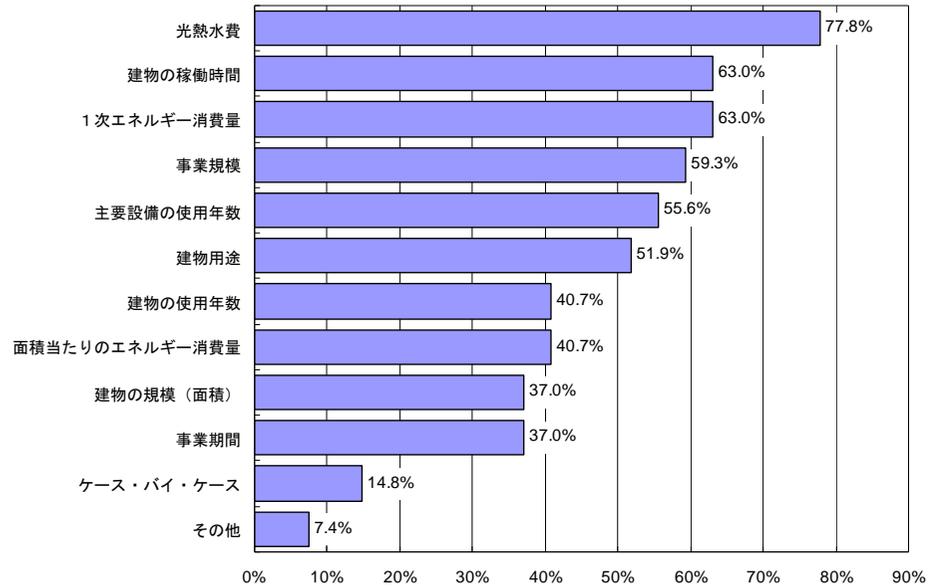


図5) ESCO事業の実現可能性、参加意欲

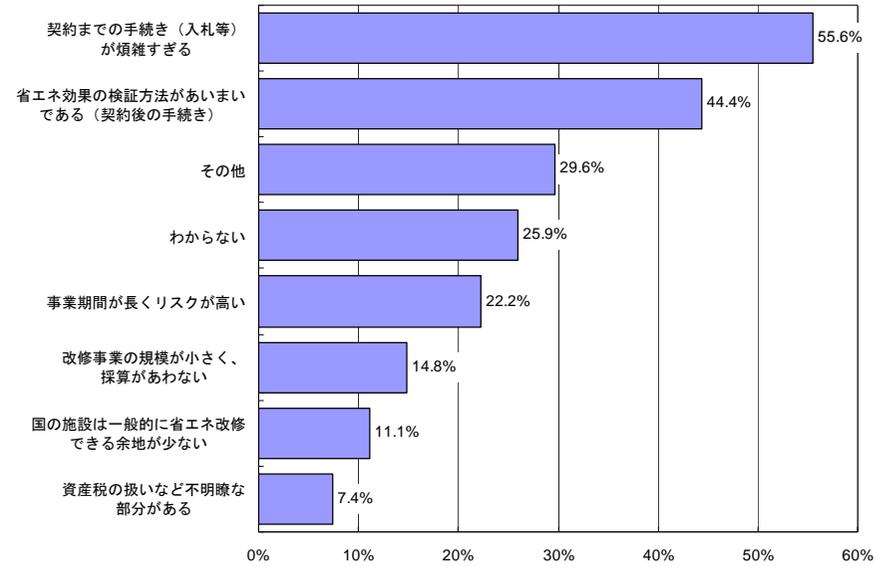


図6) 事業が進展しない要因

※(一社)ESCO推進協議会の会員に対して実施したアンケート調査(回答数27事業者)。